

第 13 回 緑区中山町住居表示検討委員会 要旨

日 時	平成 29 年 11 月 14 日（火）午後 3 時～午後 3 時 50 分
開 催 場 所	中山町自治会館
出 席 委 員	<p>検討委員：相原会長、齋藤副会長、古内委員、野末委員、 田島委員、砂金委員、齋藤委員、本多委員、岩間委員、 奥津委員、石井（初）委員、中藤委員、 黒野委員、臼井委員、丸山委員、永岡委員、小川委員、 高木委員、阿部委員、石井（雅）委員、宮崎委員、 久保寺委員</p> <p>事務局：市民局 関係長、緑区 大塚課長 他</p>
欠 席 委 員	杉本委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 0 人）
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ・町境変更案に関する意見募集について ・住居表示第一次地区基礎調査開始のお知らせ資料について ・緑区中山町住居表示実施案の説明会内容について ・その他
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・町境変更案に関する意見募集チラシ案の決定 ・住居表示第一次地区基礎調査開始のお知らせチラシ案の決定

議 事	
【事務局】	<p>1 町境変更案に関する意見募集について (資料 1 に沿って説明)</p> <p>前回、ご指摘いただいた内容及び事務局側で再度確認し、一部修正をしています。なお、内容については、大きく変わっていません。</p> <p>また、チラシの中の「よくある質問」については、12 月の説明会が終わっていませんので、空白となっています。次回の検討委員会で最終版をお示しできればと思います。</p> <p>内容の確認をお願いします。</p>
【会長】	<p>何か修正はありますか。</p> <p>なければ、この案で決定したいと思います。</p>
【一同】	<p>(賛同の意)</p>
【事務局】	<p>「よくある質問」の内容及びこのチラシを配付する時期については、次回の検討委員会の開催前までに決定する必要があるため、会長に一任していただきたいのですがよろしいでしょうか。</p>

【一同】	(賛同の意)
【事務局】	<p>2 住居表示第一次地区基礎調査開始のお知らせ資料について (資料2)に沿って説明)</p> <p>住居表示第一次地区(平成30年度実施地区)において、平成30年1月～3月まで基礎調査を実施する旨を周知するためのチラシとなります。</p> <p>基礎調査とは、横浜市が委託した業者が町を回り、新住所の街区番号(○番)及び住居番号(○号)を設定するための調査を行います。この調査は、お宅に訪問することはありません。そのため、本チラシは、全戸配付せず、町内会の掲示板への掲示及び回覧にしたいと思えます。ご協力をお願いします。</p> <p>また、横浜市が委託した調査員は腕章及び身分証明書を所持しています。</p>
【委員】	<p>このチラシの上部に「平成30年12月 横浜市からのお知らせ」となっていますが、「平成29年12月」の誤りでよろしいでしょうか。</p>
【事務局】	<p>ご指摘いただいたとおりです。 修正いたします。</p>
【事務局】	<p>先ほどの説明の補足をさせていただきます。</p> <p>調査員が腕章と身分証を持っていますが、地図を持った人間が町の中を回ります。そのため、第一次地区内の掲示板や回覧等で周知をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、今回の調査は、戸別訪問をして個人情報聞き出す調査ではありません。戸別訪問をして個人情報をお聞きする調査は平成30年4月から行う調査になります。</p> <p>今回の調査は、門や家の扉の位置や道路形状等の調査を行います。「○丁目□番△号」の中の「□」及び「△」を決める調査になります。イメージとしては住宅マップの名前の記載のない地図を作る調査となります。</p> <p>4月以降の調査は、実際に戸別訪問を行いまして、「何人家族なのか」、「表札にかかれていない方が住んでいるかどうか」、「法人等を営んでいるかどうか」の調査を行います。この調査に基づき新住所の通知書等の作成・送付を行います。</p>
【委員】	<p>タイトルに「緑区中山町第一次地区」と記載されていますが、「緑区中山町住居表示第一次地区」とした方が分かりやすいと思えます。</p>

【事務局】	<p>分かりました。 修正します。</p>
【委員】	<p>個人情報の聞き取りは4月から行うとのことですが、二世帯住宅の場合も対象となるということによろしいですか。</p>
【事務局】	<p>そのとおりです。 一つの建物に複数の世帯がある場合も把握する必要があるため、聞き取りを行います。 調査を行うための基礎資料として使用するのには、住民票のリストを使用します。そのため、基本的には、網羅できるようになっています。 しかし、仮住まいの方や住民票を異動していない方等について実際に戸別訪問してお聞きすることになります。先ほどお話をしましたが、法人や商店など外に看板を出していない場合もありますので、その聞き取りも行います。</p>
【委員】	<p>いままで「第一次地区」や「第二次地区」の文言を使用したことがありますか。 また、裏面の地図の「第二次地区」の場所には、「第二次地区」や「平成31年実施予定地区」などの記載をしたほうが良いと思います。</p>
【事務局】	<p>ありがとうございます。 ご指摘いただいた件については、すでに配付をしている案の説明会の青いチラシの地図には、「第一次地区 平成30年度実施予定」、「第二次地区 平成31年度実施予定」と記載させていただいています。 事務局としても「第二次地区」の記載を行うか検討を行いました。本チラシの対象は「第一次地区」の方たちですので、「第二次地区」の記載があると混乱を招く恐れがあると判断したため、記載していません。</p>
【委員】	<p>そうでしたら、第一次地区の後ろに「平成30年度実施予定地区」と記載した方が分かりやすいと思います。</p>
【事務局】	<p>分かりました。</p>
【会長】	<p>タイトルの話に戻りますが、タイトルに「住居表示に関する」と記載していますが、やはり「緑区中山町住居表示第一次地区」としたほうがよろしいですか。</p>
【委員】	<p>「中山町第一次地区」という地区はないですね。</p>

【会長】	そうしましたら、タイトルの「住居表示」を省略した方がよろしいですかね。
【事務局】	<p>タイトルについては、再度考えます。</p> <p>12月に回覧などを行う予定です。再考後の案をみなさんにお見せできない可能性がありますので、会長に一任としていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
【一同】	(賛同の意)
【委員】	4月からの調査は、「通知書」を発行するためとなっていますが、この通知書は、世帯に対して一枚発行するのですか。
【事務局】	<p>世帯に対して1枚ではありません。</p> <p>16歳以上の方、全員に対して計6枚の通知書を発行します。16歳未満の方に対しては、通知書は発行しませんが、「住居表示変更証明書(内容は通知書と同様)」として、住居表示実施後に区役所で発行を行うことができます。</p> <p>通知書は、主に二つの役割があります。</p> <p>一つ目は、「あなたの住所が○丁目□番△号になります」という新しい住所を伝える役割、</p> <p>二つ目は、住所が変更になったことに伴う、運転免許証などの住所変更手続きに使用するための役割、となります。</p> <p>送付する宛名は世帯主あてに送付しますが、通知書は、16歳以上全員の通知書を発行することになります。</p> <p>16歳以上としている理由としましては、免許証等をお持ちになれるのが、16歳以上が多いためです。</p>
【会長】	中山町の掲示板についてですが、これは、資料2の表面 <small>おもてめん</small> のみになるのですか。
【事務局】	掲示板用のチラシもあります。本日はお持ちしていないのですが、内容の修正を行いまして、会長にお見せします。
【会長】	分かりました。
【事務局】	他に変更がありましたら、11月中に事務局にご連絡ください。

	<p>資料2につきましても、みなさんにお見せできない可能性がありますので、会長に一任としていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
【一同】	(賛同の意)
【事務局】	<p>3 緑区中山町住居表示実施案の説明会内容について</p> <p>(資料3に沿って説明)</p> <p>1 説明項目</p> <p>(1) 住居表示制度について</p> <p>(2) 中山町で住居表示を実施する理由について</p> <p>(3) 実施案について</p> <p>(4) 手続きについて</p> <p>2 質疑応答</p> <p>次のとおり、質問分野に分けて受け付けを行います。</p> <p>(1) 緑区中山町住居表示全般について</p> <p>(2) 手続きについて</p> <p>(3) その他</p>
【会長】	<p>説明会の説明項目についてですが、他の地区で開催した説明会と内容は違うのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>基本的に同様となります。</p> <p>他の地区と異なる点は、資料3の、「(3)実施案について ア町区域案を決定した経緯 (ウ)中山町と寺山町の一部境界について」が加わっていることです。</p>
【会長】	<p>分かりました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>説明会の内容についてよろしいですか。</p>
【一同】	(賛同の意)
【事務局】	<p>4 その他</p> <p>12月13日、16日に寺山町Aエリアの方及び中山町★地区の方に対して説明会を開催します。それに伴いまして、緑区と市民局の職員で11月1日～8日に約500世帯の各戸訪問を行いました。</p> <p>「すでに自治会から聞いている」と話していただいた方が多くいました。周知にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>各戸訪問を行い、</p>

「中山町において、平成 30 年・31 年に住居表示実施に向けて検討を進めていること」、

「寺山町と中山町の町境を分かりやすい、中山駅南口のロータリーと中山駅南口入口交差点を結ぶバス通りに変更することを検討していること」、

「説明会を 12 月 13 日、16 日に行うため、ぜひ参加してほしい」、

「4 月に行った説明会では 17 名の方に参加していただきましたが、意見を十分に聞いていないので、ぜひ説明会に参加してご意見を伺いたい」、

「説明会に参加できない場合は、1 月中旬に配付する意見募集にご意見を寄せていただきたい」、
といったことを説明しました。

寺山町にお住まいの方たちからは、

「住所が中山になるにもかかわらず、町内会が寺山町のままなのは、違和感がある」、

「寺山町の一部はすでに中山町に変更されているエリアもあるため、再度変わってしまうのは悲しい」、

「町界の変更に関することは、自治会から聞いているから、行政主導で決めてほしい」、

「マンションに入っている店舗については、オーナーさん次第」、

「寺山町に住んでいる側の意見としては、反対をしている中で、説明会に参加してしまうと賛成をしていることになってしまいそうなので、参加はしない」、

「寺山町の中にも住所が分かりにくい個所があるので、中山へ変更することについて賛成」
という意見をいただきました。

中山町の方たちからは、

「町境の件については、聞いている。もし、変更にならなくても慣れ親しんだ場所なので問題はない」、

「中山町のまま残ることについては、寺山町の方次第なので静観している」、

「番地がすごく飛んでいて、尋ねられても案内できないので、変更してほしい」

という意見をいただきました。

最後に共通してお寄せいただいた内容としては、住所変更に伴う手続きについて不安であるという意見が多くありました。

町を回りまして、改めていろいろなご意見があることが分かり、受

<p>【会長】</p>	<p>け止める機会となりました。 ありがとうございました。 また、12月の説明会では、寺山町の方か、中山町の方がどのくらい参加したかについては、お聞きしたいと思います。</p> <p>聞き取ったことを参考にしていければと思います。</p> <p>(議題外) 次回以降の検討委員会について</p> <p><第14回検討委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：平成30年1月23日(火) 午後3時から ・場所：中山町自治会館
<p>資 料</p>	<p>資料1 緑区中山町住居表示実施に伴う町境変更案に関する意見募集について</p> <p>資料2 緑区中山町住居表示第一次地区調査実施のお知らせ</p> <p>資料3 緑区中山町住居表示実施案の説明会内容について</p> <p>※ホームページには、この議事録で指摘をしていただいた個所については、すでに修正済みの資料を掲載しています。</p>